

○岡山県立図書館館内用資料収集基準

(目的)

第1条 この基準は、岡山県立図書館（以下「県立図書館」という。）の「岡山県立図書館資料収集方針」に基づき、館内用資料の収集に関する必要な事項を定める。

(収集の基準)

第2条 収集の基準は、次のとおりとする。

1 一般図書

- (1) 基本図書として各分野の評価の定まった図書、体系的な全集・講座・叢書等を収集する。
- (2) 参考図書として事典・辞典・便覧・図鑑・年鑑・年報・書誌・目録・索引・統計書等を体系的・継続的に収集する。
- (3) 専門書・学術書は、大学図書館・専門図書館等の蔵書構成を考慮しながら収集する。
- (4) 図書館関係の図書は、積極的に収集する。
- (5) 実用書・手引書等は、類書を検討し、内容の充実したものを収集する。
- (6) 入門書・概論書・概説書等は、類書を検討し、内容の充実したものを収集する。
- (7) 自然科学・科学技術・情報科学の分野は、その進展が著しいので最新の資料を収集するよう努める。
- (8) ビジネス関係資料を積極的に収集する。
- (9) 単行の文学書は、次のものを中心に収集する。
著名な作家の作品、各種文学賞の受賞作品、郷土作家の作品
- (10) 新書本は、評価の定まったものを中心に、内容の充実したものを収集する。
- (11) 文庫本は、評価の定まったもの、単行本では入手できないものを中心に収集する。
- (12) 漫画本は、原則として収集しない。ただし、岡山県に関するものは収集する。また、その内容が独自で充実したもの、古典的評価を得ているもの、漫画関連資料（紹介資料、アニメ原画集等）は厳選する。
- (13) 青少年向けの図書の収集にも努める。
- (14) 大型活字本は積極的に収集する。ただし、オンデマンド出版物については厳選する。
- (15) 岡山県出身者・在住者・在職者等の著作は、郷土関連資料として積極的に収集する。
- (16) 岡山県内で出版された図書の収集にも留意する。
- (17) 造本、装丁等にも留意する。
- (18) (1)～(17)にかかわらず、次の図書は原則として収集しない。
 - ア 学習参考書、各種試験問題集
 - イ 特に専門家向けの医学書・技術書
 - ウ 点字図書
 - エ 書込形式で利用する図書
 - オ 性的、暴力的表現が過激な図書

2 郷土資料

- (1) 岡山県に関する出版物は、資料の形態を問わず網羅的に収集する。
- (2) 岡山県に關係の深い地域の資料の収集も留意する。
- (3) 当館に未所蔵で必要な資料は、積極的に複製等の方法で収集する。

3 官公庁刊行物

- (1) 中央官公庁（国及び県内出先機関・外郭団体を含む）刊行物は、統計書・報告書・公報（広報）・調査書・研究書等を中心に、その内容が包括的なものを収集する。
- (2) 他都道府県（政令指定都市を含む）の刊行物は、統計書・議会史・都道府県史（誌）・文化財報告書等を中心に、その内容が包括的なものを収集する。
- (3) 県外市町村の刊行物は、市町村史（誌）・文化財報告書等を中心に収集する。

- (4) 県内官公庁刊行物は、郷土資料の一環として、収集に努める。
 - ア 岡山県（外郭団体を含む）の刊行物は、網羅的に収集する。
 - イ 県内市町村の刊行物は、要覧・統計書・広報紙（誌）・市町村史（誌）・文化財報告書・文芸作品集・図書館刊行物・地図等を中心に収集する。
 - ウ 学校関係刊行物は、研究紀要・年報・記念誌（史）等を中心に収集する。

4 図書館刊行物

- (1) 国立国会図書館、都道府県立（政令指定都市立を含む。）図書館の刊行物は、目録・館報・年報等を収集する。
- (2) 県外市町村図書館の刊行物についても収集に努める。

5 外国語資料

- (1) 英語で書かれた図書を中心に収集するが、アジア地域の言語で書かれたものも収集する。
- (2) 一般図書は、現代小説・伝記・旅行案内をはじめ利用度の高いもの、各分野において評価の定まったものを収集する。
- (3) 参考図書は、事典・辞典・年鑑・便覧・統計書・地図等、基本的なものを収集する。
- (4) 岡山県に関する資料は、積極的に収集する。
- (5) 日本に関する資料は、日本文化を紹介したもの、日本文学を翻訳したもの等を収集する。ただし、観光案内的なもの、趣味的なものは厳選する。
- (6) 日本語に翻訳された図書は、その原書を積極的に収集する。
- (7) 児童図書は、世界各国の著名作家のものを収集する。
- (8) 逐次刊行物は、資料性の高いものを選定し、継続的な収集に努める。
- (9) 図書・逐次刊行物とも、視覚に訴えるものを重視して収集する。

6 児童資料

- (1) 児童図書は、次により収集する。
 - ア 基本図書として評価の定まったものを収集する。
 - イ 各種の賞を受賞したもの、選定図書、課題図書、各団体の推薦を受けたものを中心に、優れたもの、話題になったものを収集する。
 - ウ 岡山県をテーマにしたもの、県内作家のものは、郷土資料の観点から収集する。
 - エ 学習漫画は、内容の優れたものを厳選して収集する。
 - オ 研究書との関連を考慮して収集する。
 - カ 造本、装丁にも留意する。
- (2) 紙芝居等は、厳選して収集する。
- (3) 児童資料研究用図書は、次により収集する。
 - ア 児童図書研究書は積極的に収集する。
 - イ 新刊児童図書は、研究用資料として全点購入する。
- (4) (1)～(3)にかかわらず、次の図書は原則として収集しない。
 - ア 学習参考書
 - イ 書込形式で利用する図書
 - ウ 漫画本
 - エ 玩具性の高い図書
 - オ ゲーム攻略本

7 逐次刊行物

- (1) 各種分野の代表的なもの、資料性の高いものを選定し、継続的な収集に努める。その際、業界紙（誌）・専門紙（誌）・娯楽誌・広報誌（紙）及び特殊な科学技術雑誌等は厳選する。
- (2) 復刻されたものにも留意して収集する。特に新聞については、保存の観点から縮刷版、マイクロ版の収集についても考慮する。
- (3) 県内発行のものは、郷土資料の一環として広く収集に努める。

(4) 全国の大学・短期大学等及び研究機関の研究紀要類の収集にも努める。

8 視聴覚資料

- (1) 印刷資料では得られない内容を持つもので、個人利用を前提とするものを収集する。
- (2) 岡山県に関するもの、県内で製作されたものは、郷土資料の一環として積極的に収集する。
- (3) マイクロ資料は、印刷資料では入手困難なもの、マイクロ資料の方が利用又は保存しやすいものを収集する。
- (4) 映像資料は、各分野において、記録性、科学性、芸術性に富むものを収集する。
- (5) 字幕付、手話付資料の収集に努める。
- (6) 音楽資料は洋楽、邦楽、民族音楽、民謡・童謡など記録的価値の高いものを収集する。
- (7) 録音図書等の収集に努める。

9 電子資料

- (1) パッケージ型CD-ROM等を収集する。
- (2) オンライン型外部有料データベース等の情報を提供する。

10 重点収集資料

(1) 吉備文化資料

従来網羅的に収集してきた郷土資料の対象を、古代吉備文化圏及び密接な関連地域に広げ、吉備文化資料として、体系的な整備を図る。

(2) 交通文化資料

岡山県は古来より陸上交通、海上交通、河川交通の発展が見られ、現在は広域交通網の整備により中・四国の交通の要衝としての地位を確立している。この特徴を踏まえ、広く交通文化に関する資料の収集に努める。

11 その他の資料

- (1) 古文書等は、関連機関との役割分担を図り、収集しない。
 - (2) パンフレット類は、県内で発行されたものは郷土資料の一環として収集する。その他のものは、図書では得られない内容を持つものを厳選し、レファレンス用として備える。
- (収集する部数)

第3条 収集する資料は1点につき1部とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 郷土資料のうち館内用図書は1点につき3部まで、雑誌及び視聴覚資料は1点につき2部まで。
- (2) 郷土関連資料及び県内で出版された一般図書は、1点につき2部まで。
- (3) 2か所以上に配架した方が望ましい資料については、必要な部数。
- (4) 利用状況を考慮しつつ、購入以外の方法により必要に応じ受入期間を限定して複本を備える。

(留意事項)

第4条 収集に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 所蔵資料のうち、和装本、絵図等の郷土資料を中心に、電子化による保存を進める。
- (2) リクエストのあった図書は、岡山県立図書館資料収集方針・岡山県立図書館館内用資料収集基準により収集する。

附 則

この基準は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は平成17年9月28日から施行する。

附 則

この基準は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は平成23年8月11日から施行する。

附 則

この基準は平成24年1月8日から施行する。

附 則

この基準は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は平成24年11月13日から施行する。

附 則

この基準は平成27年2月25日から施行する。

附 則

この基準は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は平成30年4月1日から施行する。